

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

告 示

結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(一六七・能代保健所)

結核予防法による医療機関の指定(一六八・能代保健所)

使用許可を受けなければならない漁港施設の指定(一六九・水産漁港課)

争議行為の予告(一七〇・労働政策課)

道路の供用開始(一七一・道路環境課)

道路区域の変更(一七二・道路環境課)

道路区域の変更及び供用開始(一七三・道路環境課)

都市計画の変更による送付図書の縦覧(一七四・都市計画課)

船川港湾計画の変更の概要(一七五・港湾空港課)

公 告

県営土地改良事業の換地処分(北秋田総合農林事務所)

県営土地改良事業の完了(北秋田総合農林事務所)

共同施行等土地改良事業の換地計画の認可申請を適当とする旨の決定(山本総合農林事務所)

県営土地改良事業計画の決定(秋田総合農林事務所)

県営土地改良事業の換地処分(秋田総合農林事務所)二件

結核予防法による指定医療機関の名称及び所在地の変更(大曲保健所)

市町村営土地改良事業の施行の同意(仙北総合農林事務所)

土地改良区の新たな土地改良事業の施行の認可(平鹿総合農林事務所)

土地改良事業の完了の届出(平鹿総合農林事務所)

市町村営土地改良事業の換地処分の届出(雄勝総合農林事務所)

選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出(一三)

告 示

政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(一四)

政治団体の解散の届出(一五)

政治団体の収支に関する報告書(一六)

公職の候補者の資産管理団体の届出事項の異動の届出(一七)

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(一八)

各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(一九)

秋田県告示第六十七号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があったので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の六第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十四年三月十五日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
石川こどもクリニック	能代市字下瀬三十二番地一号	平成十四年二月二十八日

秋田県告示第六十八号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の六第一項の規定に基づき、告示する。

平成十四年三月十五日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
石川こどもクリニック	能代市字下瀬三十二番地一	平成十四年三月一日

秋田県告示第百六十九号

秋田県漁港管理条例(昭和四十四年秋田県条例第十六号)第九条第一項第一号の規定により、県が管理する漁港施設のうち、その使用に関して知事の許可を受けなければならぬ施設を次のとおり指定する。

使用許可を受けなければならぬ漁港施設の指定(平成十二年秋田県告示第四百五十七号)は、廃止する。

この告示は、平成十四年四月一日から施行する。

平成十四年三月十五日

秋田県知事 寺田典城

漁港名	施設名	使用の方法	収容隻数
平沢漁港	本港西突堤沿い第一泊地 本港船舶保管施設 三ツ森分港船揚場 鈴分港船揚場	停けい泊 陸置き	十一隻 三十五隻 十四隻 八隻
金浦漁港	飛分港船舶保管施設	陸置き	四十五隻
象潟漁港	横間分港南側防波堤沿い泊地 小澗分港東側護岸沿い泊地	停けい泊	五十一隻 三十七隻
	横間分港第一船揚場	陸置き	二十五隻
	横間分港船舶保管施設 小澗分港船舶保管施設		十隻 十隻

秋田県告示第百七十号

平成十四年三月六日秋田県厚生連労働組合中央執行委員長中村秀也から次のとおり
争議行為を行う旨の通知を受けたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第
四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、公表する。

平成十四年三月十五日

秋田県知事 寺田典城

一 事件

- (一) 賃金の改善に関すること。
- (二) 諸手当の改善に関すること。
- (三) 要員確保に関すること。
- (四) 労働条件の改善に関すること。

二 日時
平成十四年三月二十六日以降事件解決の時まで、連日又は短時間にわたって行つ
場所
鹿角市花輪八正寺十三番地 鹿角組合総合病院
北秋田郡鷹巣町花園町十番五号 北秋中央病院
能代市落合字上前地内 山本組合総合病院
山本郡山本町森岳字田尻百七番地 山本組合総合病院
森岳診療所

三 場所
南秋田郡八郎潟町川崎貝保三十七番地 湖東総合病院
秋田市飯島字西袋二百七十三番地一 秋田組合総合病院
本莊市川口字家後三十八番地 由利組合総合病院
大曲市通町一番三十号 仙北組合総合病院
横手市駅前町一番三十号 平鹿総合病院
湯沢市表町三丁目三番十五号 雄勝中央病院
秋田市八橋字成川原六十四番二号 秋田県厚生連本所

四 概要
救急外来患者、入院中の重症患者、人工透析、検診、人間ドック、訪問看護、リ
ハビリ教室、デイケア及び予約検査のための保安要員を除く全部又は一部の組合員
によるストライキその他の争議行為を行う。

秋田県告示第百七十一号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとお
り道路の供用を開始する。
平成十四年三月十五日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
県道	河辺阿仁線	北秋田郡阿仁町長畑字長畑八七番七地先か ら六五番六地先まで

- 二 供用開始の期日 平成十四年三月十五日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課
 (二) 期間 平成十四年三月十五日から同月二十八日まで

秋田県告示第七十二号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十四年三月十五日

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	旧新別		路線名	区	間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧					
県道	新	旧	比内大葛鹿角線	北秋田郡比内町大葛字長部川反一八番一地先から二三番一〇地先まで	"	七・〇〇〇～一一・〇〇〇	〇・〇六〇
			比内大葛鹿角線			九・五〇〇～一五・〇〇〇	〇・〇六〇

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課
 (二) 期間 平成十四年三月十五日から同月二十八日まで

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
 平成十四年三月十五日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第七十三号

- 一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別		路線名	区	間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧					
一般国道	新	旧	三百四十二号	雄勝郡東成瀬村樺川字仁郷山国有林一五林班り小班からぬ小班まで	"	九・五〇〇～六四・〇〇〇	一・三三三
			三百四十二号			九・五〇〇～六四・〇〇〇	一・三三三

- 二 供用開始の期日 平成十四年三月十五日

- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十四年三月十五日から同月二十八日まで

秋田県告示第七十四号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、秋田市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十四年三月十五日

一 縦覧に供すべき図書

秋田市計画地区計画(仁井田福島地区計画)の変更の総括図、計画図及び計画書

二 縦覧場所

秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第七十五号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三条の三第九項の規定に基づき、船川港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

平成十四年三月十五日

船川港湾管理者 秋田県

代表者 秋田県知事 寺田典城

一 変更の概要

(一) 臨港交通施設計画のうち道路計画の臨港道路生鼻崎線を次のように改める。

名称	起 点	終 点	車線数
臨港道路生鼻崎線	臨港道路埋立幹線	脇本横町道上	四

(二) 土地利用計画の金川地区を次のように改める。

地区名	面積(ヘクタール)	用 途
金 川	一五	緑地
	一二	交通機能用地
	二三	工業用地
	一五	港湾関連用地
	六	ふ頭用地

二二 レクリエーション施設用地

二 変更後の港湾計画の縦覧の場所

秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部港湾空港課
男鹿市船川港船川字外ヶ沢百三十四番地 船川港湾事務所

公 告

平成十四年三月七日県営土地改良事業(前山地区ほ場整備事業(担い手育成型))の換地処分をしたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。
平成十四年三月十五日
秋田県知事 寺田典城

次の県営土地改良事業につき、その工事を次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十三条の二第三項の規定に基づき、公告する。
平成十四年三月十五日
秋田県知事 寺田典城

(一) 県営土地改良事業(弥助地区ため池等整備事業(一般型))
完了年月日 平成十三年十月四日

(二) 県営土地改良事業(池内地区水田農業経営確立排水対策特別事業)
完了年月日 平成十四年二月十八日

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、羽佐場地区土地改良事業共同施行からなされた換地計画に係る申請を適当と決定したので、同法第九十六条において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
平成十四年三月十五日

秋田県知事 寺田典城

一 申請年月日 平成十四年三月四日

二 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業(羽佐場地区山村振興等農林漁業特別対策事業(区画整理))換地計画の写し

三 縦覧期間 平成十四年三月十六日から同年四月十五日まで

四 縦覧場所 藤里町役場

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、河辺郡河辺町赤平字中村五十四番地菅原正人ほか二十四人から申請があつた県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年三月十五日

秋田県知事 寺田典城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（赤平地区ほ場整備事業）担い手育成型・区画整理型）（計画書の写し）
- 二 縦覧期間 平成十四年三月十八日から同年四月十五日まで
- 三 縦覧場所 河辺町役場

平成十四年三月八日県営土地改良事業（大久保地区ほ場整備事業）の換地処分をしたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十四年三月十五日

秋田県知事 寺田典城

平成十四年三月八日県営土地改良事業（上谷地区（三万場工区）土地改良総合整備事業）の換地処分をしたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十四年三月十五日

秋田県知事 寺田典城

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定による次の指定医療機関について、名称及び所在地の変更があつたので、公告する。

平成十四年三月十五日

秋田県知事 寺田典城

変更後の名称及び所在地 木村内科医院 大曲市中通町三番三号	変更前の名称及び所在地 木村医院 大曲市中通町三番二号	変更年月日 平成十四年三月一日
-------------------------------------	-----------------------------------	--------------------

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用

する同法第十条第一項の規定により、次の町から協議があつた土地改良事業の施行について、次のとおり同意したので、同法第九十六条の二第七項の規定に基づき、公告する。

平成十四年三月十五日

秋田県知事 寺田典城

- 一 中仙町
 - (一) 同意年月日 平成十四年三月八日
 - 事業名 土地改良事業（上桜田（2）地区県単小規模土地改良事業（農道整備））
 - 土地改良事業（田向地区県単小規模土地改良事業（農道整備））
- 二 協和町
 - (一) 同意年月日 平成十四年三月八日
 - 事業名 土地改良事業（下ノ沢地区基盤整備促進事業（農業用排水施設整備））
- 三 大田町
 - (一) 同意年月日 平成十四年三月八日
 - 事業名 土地改良事業（金井伝沢地区基盤整備促進事業（農業用排水施設整備））

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、横手市中央土地改良区から申請があつた新たな土地改良事業（下境地区基盤整備促進事業）の施行について、平成十四年二月二十八日認可したので、同法第十一項の規定に基づき、公告する。

平成十四年三月十五日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百十三条の二第一項の規定により、横手市中央土地改良区から土地改良事業（柳田地区県単小規模土地改良事業（かんがい排水））に係る工事が平成十四年一月三十一日完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十四年三月十五日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、皆瀬村から平成十四年三月八日土地改良事業（皆瀬地区中山間地域総合整備事業皿小屋工区）に係る換地処分をした旨の届出があつた

ので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、
 公告する。
 平成十四年三月十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

選挙管理委員会告示

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
佐々木てつお後援会	佐々木 朋文	佐々木 謙吉	雄勝郡東成瀬村岩井川字村中百二十三番地一	平成十四年二月二十一日

秋選管告示第十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定により、平成十四年二月一日から同月二十八日までの間に次の政治団体から次のとおり届出事項に異動

があった旨の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十四年三月十五日
 秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

一 政党

政治団体の名称	異動事項		届出年月日
	新	旧	
自由民主党由利町支部	主たる事務所の所在地 由利郡由利町山本字家岸六十五番地 代表者 木内 忠一	主たる事務所の所在地 由利郡由利町川西字米山二十四番地 代表者 佐藤 時男	平成十四年二月十四日
自由民主党峰浜支部	主たる事務所の所在地 山本郡峰浜村畑谷字川端六十五番地 代表者 伊藤 周平	主たる事務所の所在地 山本郡峰浜村沼田字家ノ下百九十七番地 代表者 三浦 彦一	平成十四年二月二十五日

二 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項		届出年月日
	新	旧	
秋田県民社協会	代表者	代表者	平成十四年二月五日
いしおか錬一郎後援会	会計責任者	石岡満夫	平成十四年二月七日
新しい秋田をつくる会	"	山本博章	平成十四年二月十二日
球政会	代表者	成田政彦	平成十四年二月十三日
大石温基後援会	会計責任者	大石健	平成十四年二月十八日
小田嶋伝一郎後援会	"	小原正市	"
自民党秋田県支部	代表者	永沢祐三	平成十四年二月二十七日
自民党秋田県厚田支部	代表者	高橋俊英	"
主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	
雄勝郡東成瀬村田子内字田子内九十五番地四	雄勝郡東成瀬村田子内字田子内九十五番地四	雄勝郡山内村土淵字岩瀬九十四番地十二	
雄勝郡東成瀬村田子内字大塚二十五番地一	雄勝郡東成瀬村田子内字大塚二十五番地一	平鹿郡山内村土淵字中島六十一番地十一	
会計責任者	佐々木修	福司憲友	
代表者	小松裕子	三浦かち	

佐々木健夫後援会	代 表 者	伊勢谷 政雄	平成十四年二月十九日
堀井秀雄後援会	会 計 責 任 者	最上谷 健	
佐々木哲男政策研究会	政治団体の名称	堀井 秀美	平成十四年二月二十一日
秋田県農協政治連盟秋 田しんせい支部	会 計 責 任 者	鎌 田 鈴 夫	平成十四年二月二十八日

秋選管告示第十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、平成十四年二月一日から同月二十八日までの間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。
平成十四年三月十五日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

その他の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
佐藤伝一郎後援会	平成十三年十二月三十一日	平成十四年二月十四日
米谷克雄後援会	〃	平成十四年二月十八日
吉田建世後援会	平成十三年十二月二十三日	平成十四年二月二十五日
三浦幸三後援会	平成十三年十二月三十一日	平成十四年二月二十六日

秋選管告示第十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、

政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、次のとおりその要旨を公表する。
平成十四年三月十五日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書
報告書の要旨

1 収入及び支出のある団体

その他の政治団体

政治団体の名称 米谷克雄後援会

報告年月日 平成14年2月18日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

前年繰越額

本年の収入

(イ) 支出総額

イ 収入・支出の内訳

(フ) 収入の内訳

個人が負担する党費又は会費

19,000円
19人

寄附

個人からの寄附

183,000円
183,000円

合計 202,000円
 { 寄附の内訳 }
 個人からの寄附
 小室貞夫 100,000円 大瀧村
 その他 83,000円
 合計 183,000円

(イ) 支出の内訳
 経常経費 10,670円
 備品・消耗品費 10,670円
 小計 10,670円
 政治活動費 206,887円
 組織活動費 206,887円
 小計 206,887円
 合計 217,557円

政治団体の名称 吉田建世後援会
 報告年月日 平成14年2月25日
 ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額 2,648円
 前年繰越額 2,648円
 本年の収入 0円
 (イ) 支出総額 2,648円
 収入・支出の内訳

収入の内訳
 経常経費 2,648円
 事務所費 2,648円
 合計 2,648円

政治団体の名称 三浦幸三後援会
 報告年月日 平成14年2月26日
 ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額 1,160,115円
 前年繰越額 1,119,934円
 本年の収入 40,181円
 (イ) 支出総額 40,138円
 収入・支出の内訳

(イ) 収入の内訳
 寄附 40,138円
 個人からの寄附 40,138円
 その他の収入 43円
 1件10万円未満のもの 43円
 合計 40,181円

(イ) 支出の内訳
 経常経費 40,138円
 光熱水費 40,138円
 合計 40,138円

2 収入及び支出のない団体
 その他の政治団体

政治団体の名称	報告年月日
佐藤伝一郎後援会	平成14年2月14日

秋選管告三第十七号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、
 次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十
 九条の二第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十四年三月十五日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
				新	旧	
佐々木 哲 男	東成瀬村長	佐々木哲男政策研究会	政治団体の名称	佐々木哲男政策研究会	佐々木てつお後援会	平成十四年二月二十一日

秋選管告示第十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりである。

平成十四年三月十五日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

五十分の一の数 一九、三八四
三分の一の数 三三三、〇五七

秋選管告示第十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成十四年三月十五日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

選挙区別	数
秋田市	八三、九一七
能代市	一四、七九六
横手市	一〇、九三五
大館市	一八、二五一
本荘市	一一、〇七八
男鹿市	八、五一七
湯沢市	九、四五〇
大曲市	一〇、六一一
鹿角市鹿角郡	一一、八二八
北秋田郡	一八、二八五
山本郡	一三、五八一
南秋田郡	一九、九三三
河辺郡	五、二八一
由利郡	二一、〇三三
仙北郡	三三、〇六九
平鹿郡	一八、七〇〇
雄勝郡	一一、七四九

正 誤

ページ 段 行 誤 正

平成十四年三月十二日(第十三百五十号)掲載の秋田県告示第百六十六号(道路区域の変更)
(印刷誤り)

四ページ道路の区域表中「一一・〇〇〇〜二二・〇〇〇」は「一一・〇〇〇〜二二・〇〇〇」の誤り。

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田県山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubaramatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄